

都市計画法第36条の規定による
開発行為に関する工事の完了検査にあたって

〔完了検査の申し込み等について〕

○完了検査は、毎週水曜日の午後に実施します。

開発審査課 開発検査係が担当課を取りまとめします。

検査件数が多い場合は、水・木曜日に分けて行います。（検査日の指定はできません。）

検査日の仮予約は電話で早めにしてもらえると助かります。

○前週の金曜日までに、完了検査に必要な図書を開発検査係に提出してください。

○検査時間は月曜日の午前中に決定しますので、電話で確認してください。

前の検査や交通事情により予定時間を前後する場合があります。

○検査は、各担当課が分かれて一斉に行いますので、対応できる人数をお願いします。

特に代理者及び施工者の方は、必ず立会いをお願いします。

検査に必要な機器等については、各担当課に確認してください。

※給水工事で新たに引き込み工事がある場合、事前に上下水道局の検査を済ませておいてください。

※開発道路を築造する場合、公共施設（排水施設等）が完了した段階で中間検査を行いますので、上下水道局等と調整してください。

〔提出図書について〕

開発審査課分、各担当課分（下水道管理課分を除く。）を、以下の要領で作成し開発検査係に提出してください。下水道管理課分は、直接、下水道管理課に提出してください。

開発審査課分・・・『工事完了届出書』を表紙にし、完了検査に必要な図書等一覧表の必要な図書を添付して、A4判のファイルに綴じて提出してください。

各担当課分・・・設計説明書を表紙にし、従前の公共施設一覧表・新たに設置される公共施設一覧表・位置図・各担当課の必要な図面・工事写真の順にA4判のファイルに綴じて提出してください。

帰属のある担当課分のみを用意してください。

（帰属の無い担当課の分は必要ありません。）

消防関係の帰属がある場合も同様にしてください。

注：公共用地登記関係書類について、用地の帰属が複数課ある場合は、各担当課分をそれぞれ別に用意してください。

〔構造資料について〕

29条許可時に副本に添付している、『構造関係報告事項等指示書』に記載されている資料を提出してください。

〔問い合わせ先〕

豊中市 都市計画推進部

開発審査課 開発検査係

TEL 06-6858-2862